

令和3年7月12日

加盟団体会長 殿

(一社) 渋谷区体育協会
理事長 野末雅文

新型コロナウイルス感染症の対応について（7月12日）

平素から当協会の事業に対しご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、7月8日に国から東京都への緊急事態宣言が発出され、都からは「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等」が発表されました。これらに基づき区では別紙のと通りの対応が決まりました。

つきましては、当協会の事業の実施について、引き続き下記の方針で進めてまいりますのでご協力をお願いいたします。

なお、社会的に感染防止対策に慣れが生じてきている模様のためか、若年層の感染や家庭内感染が急な増加傾向を示しており、またオリンピックの開催もあって再度の大きな感染拡大が懸念されているところであります。

各主管団体におかれましては、事業実施にあたってさらに万全な体制で感染拡大防止を図るよう重ねてお願いいたします。

記

1 期間：7月12日(月)～8月22日(日)

2 区スポーツ施設の運営状況について

〈屋外施設〉

通常どおりの運営となります。

〈屋内施設〉

- ① 「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急重点措置等」の要請内容を踏まえ、夜間（スポーツセンター：18時～21時、ひがし健康プラザ・代官山スポーツプラザ：19時～21時）の時間帯の使用は中止です。（会議室を含む）
- ② 個人で使用するプール・トレーニングジムについては、20時閉館で運営します。

3 ジュニア育成地域推進事業・シニアスポーツ振興事業

東京都体育協会からの指示により、この期間の参集する形の事業は中止してください。

4 大会の開催について

上記1. 2に沿って、安全に大会を開催することが可能であると主管団体が判断した場合は、感染防止対策を十分に講じたうえで開催してください。

5 大会以外の事業（下記）の実施について

上記1. 2に沿って、各競技種目の特性や各事業の内容を勘案し、主管団体が感染防止対策を講じたうえで実施可能と判断した場合に実施してください。

(1) 体育協会主催・共催事業

① 地域スポーツ普及・振興事業

当日参加型スポーツ・オープンクラブ・初心者教室

(2) 加盟団体主管事業

① ダンススポーツ講習会（代官山・西原）

② 弓道中級者以上講習会

③ アーチェリー講習会

④ 居合道講習会

⑤ 西原・代官山水泳教室

※ 大会・事業に関わらず、新型コロナウイルス感染拡大防止のため年間計画等で施設を予約している事業を中止する場合は、施設利用の返還が必要となります。必ず事務局までご連絡ください。

問い合わせ先： （一社）渋谷区体育協会事務局 和田・佐藤

TEL：03-3468-8721 / E-mail：jimu@shibutai.com